

## 回答の御礼とコメント

2018年10月27日

著者代表 坂井伸之

投稿論文(30-4) 審査結果報告書に対する質問について、ご回答を頂きありがとうございました。論文審査に関わる内容についてはこれから精査し、再投稿・再質問をするかどうかも含めて検討します。

その前に、前編集委員会からの引継内容に重大な事実誤認があり、論点がずれていることに気付きましたので、まずはそのことについてコメントさせていただきます。

前編集委員会が約束した「論文審査方法の改善」に関する検討はすでに行われ、結果、「異議申立て制度」の導入は見送られたとの報告を受けております。

私が「異議申立制度」の導入を提案したことが前提になっているように読み取れますが、そのような事実はありません。

前編集委員会から経緯が正確に伝えられていないようですので、簡単に説明します。2013年に初めて論文投稿し、論文審査結果に質問をした際、当時編集委員長は、編集委員会として対応することを拒否されました。その際、投稿規定を盾に、編集委員会の「なすべきことは、査読者の判定説明文が書かれた審査結果報告書を筆者に送付することです。(原文通り)」と言われました。確かに、投稿規定には審査員のABC判定によって機械的に採否が決まるように書かれていたので、それに従っているだけだという言い分は形式的に成り立ちます。そこで、私は2014年・2018年学会大会及び、2015年・2018年投稿論文で、投稿規定に問題があること、自然科学の国際的なスタンダードと乖離していることを主張して参りました。

下線で示した問題点の解決策は簡単で、ABC判定の下りを削除し、編集委員会の決定権と責任を明確にすることです。そのことは言うまでもないと思い、具体的な改善方法は言及しなかったのですが、誤解か曲解か、論点が「異議申立制度の導入」にすり替わってしまったようです。

国際的な自然科学系学術誌における異議申立制度など、私は聞いたことがありません。それは、異議申立を受け付けることは、責任ある編集委員会として当然だからです。受け付けた上で、多くの場合は審査員に回答を求めますが、編集委員会の判断でも認め却下することもあります。或いは、審査員を交代して再審査することもあります。そもそも、「異議申立制度」の導入を議論すること自体がナンセンスであり、背景には発言さえ認めない組織の閉鎖性があると思います。

関連して、編集委員会の次のコメントにも論理の飛躍が見られます。

編集委員会は、投稿論文掲載採否の判断が公正かつ学会員全体の利害に見合ったものになるよう最大限の努力をします。しかし、「人間には『絶対的な真理』を見つけ出すことなどできない」ことは自明であり、間違いの全く無い判断を約束することはできません。多くの学会誌の審査制度と同様に、これらの「論文審査の限界」を前提として受け入れた上で論文投稿が行われているものと思います。そのため、著者が正当な理由をもって「異議申立」することを制度化している学会も

ありますが、最終的な採否の判断は編集委員会が行うもの（行わねばならないもの）であり、著者がその判断に納得できる理由を見出せない場合もありうる、という限界が論文審査制度の根底に存在すると思います。

「仮に間違いがあったとしても、最終的な採否の判断は編集委員会が行うもの（行わねばならないもの）である」という主張には、全く異論の余地がありません。しかし、それがなぜ、「異議申立は認めない」「論文での議論も認めない」という結論に至るのでしょうか。ここに論理の飛躍があります。人間の判断には間違いがあるからこそ、科学研究においても論文審査においても、スポーツ競技の判定のように即断することなく、「様々な意見に耳を傾けて慎重に議論を重ねる」ことが必要なのではないのでしょうか。それが、投稿論文の主な主張でしたが、今回の回答で編集委員会は正反対の意見を示されました。これでは、投稿論文受理されるはずがありません。

これに関連して、編集委員会は審査報告書で、次の主張をされていました。

体育系研究者の多くはスポーツ競技経験者や競技団体関係者であるため、その文化(ルールを遵守する、審判の判定を尊重する、指導者や先輩を敬う)と密接に関係している」(P9, L11)とする主張は根拠がなく独善的であり、評論として適切なものと判断できない。

「最終判断は編集委員会が行うものであるから、一切の異議や議論は認めない」という編集委員会の主張は、「組織や指導者に対する異議は一切認めない」とする、多くの武道・スポーツ競技団体の特質そのものと言わざるを得ません。奇しくも、編集委員会が否定された上記の著者の主張の正しさを、編集委員会自身が証明されたように思えてなりません。「議論を重ねる」ことを否定する団体を、果たして学術団体と呼ぶことができるのかどうか、疑問が残ります。

なお、編集委員会の回答についてはありませんが、それを添付された編集委員長のメール文に理解できない記述がありましたので、この点のみ質問させていただきます。

今回、審査結果に対する質問に対し、編集委員会は「審査員」としてご対応いたしますが、本学会の論文審査制度では、審査員が投稿者からの質問に回答することを義務付けておりません。したが  
いまして、本件に対する「審査員」としての編集委員会の対応は、これまでとさせていただきます。

通常審査員に対し、編集委員会は審査をお願いしている立場であるから質問に対する回答を強制できない、ということは理解できます。（ただし、国際的な自然科学系学術誌では、質問に対して編集委員会または審査員が必ず回答します。また、武道学研究においても、別の投稿論文の審査の際に提出した質問については、審査員及び編集委員会にはきちんと対応して頂きました。）しかし、そのことからなぜ、「編集委員会が審査する場合も審査員として対応しない」ことになるのでしょうか。投稿規定に「原稿の採否、掲載の時期は編集委員会で決定する」とあるように、委嘱された審査員に採否の責任がなくても、編集委員会にはあるのではないのでしょうか。「したが  
いまして」の部分に論理の飛躍があると思いますので、ご説明頂けませんでしょうか。お忙しいところ申し訳ありませんが、この点についてのみご回答をお願い致します。